

平成 19 年 2 月 22 日（木）

於・農林水産省第 2 特別会議室

平成 18 年度獣医事審議会第 2 回免許部会議事録

○伊藤部会長 それでは、定刻になりましたので、審議を再開いたします。

初めに、事務局の方からお願いします。

○事務局（相田） それでは、冒頭御説明させていただきましたが、今までの部分は行政処分ということで、個人情報等もごさいますし非公開ということで行ってまいりました。これからの議事は、広告の規制に関する答申に対する審議ということで、部会終了後議事録を公開するということで行いますので、御協力のほどよろしくをお願いします。

以上です。

（ 3 ） 獣医療法第 17 条第 2 項の規定に基づく広告制限の特例について

○伊藤部会長 それでは、次に、平成 17 年 9 月 2 日付 17 消安第 5542 号をもって農林水産大臣から獣医事審議会会長あてに通知された獣医療法第 17 条第 2 項の規定に基づく広告制限の特例についての諮問です。

諮問では、獣医師又は診療施設の業務に関する技能、療法又は経歴に関する事項のうち、広告しても差し支えないもの及びその広告の方法等に関する必要な制限について、資料 5 にありますように、「 1、 広告しても差し支えない事項」と、「 2、 その広告の方法等に関する必要な制限」を、獣医療法施行規則に基づき、農林水産大臣から意見を求められています。本議題は、平成 17 年度の第 1 回から継続審議されています。

今回は、委員が少し入れかわったということもありますので、事務局から御説明を詳しくしていただきたいと思えます。

○事務局（新川） 御説明申し上げます。新しい委員の方々が加わっておりますので、少し資料に沿いまして丁寧に御説明をさせていただきたいと思っております。資料 5、ページ

でいきますと 28 ページから 92 ページまでとなります。

まで、お手元の資料 5 - 、ページでいいますと 32 ページをごらんください。こちらの方に獣医療における規制の現状をまとめております。獣医療法第 17 条により、一部の事項を除き、獣医師又は診療施設の業務に関する技能、療法又は経歴に関する事項は、「何人」も広告してはならないこととしております。

その下に「広告できる事項」、次の 33 ページに「広告できない事項」というふうに整理してございます。まず、「一部の事項を除き」ということで、広告してもいい事項でございますが、32 ページの「広告できる事項」というところをごらんください。法第 17 条、これは法律に書いてあることということなんですが、ここには 2 つの事柄が書いてございます。といたしまして獣医師又は診療施設の専門科名、そこに具体的に書いてありますが、内科、外科とかそういうことでございます。

に行きまして、獣医師の学位又は称号、こちらは大学の学位等々についてでございます。これは法律で定められておりますので、広告はできることとなります。

次に、33 ページ中段 2 にあります獣医療法を見てください。こちらに法第 17 条の条文が出ておりますが、その 2 項、数字の 2 というところですが、そこに「技能、療法又は経歴に関する事項のうち、広告しても差し支えないものとして農林水産省令で定めるものは、広告することができる。」というので、広告ができる特例事項の規定がございます。

もとに戻っていただきまして 32 ページの (2)、これが特例事項でございます。特例事項につきましては、 から まで書いてございます。 は家畜体内受精卵の採取を行うこと。 は家畜防疫員であること。 は都道府県の家畜畜産物衛生指導協会の指定獣医であること。 は農業災害補償法に規定する組合等若しくは農業共済組合連合会の嘱託獣医師又は指定獣医師であること、この事柄が特例事項として現在広告してもよいことになってございます。

33 ページの一番上の (3) にありますように、獣医師又は診療の業務に関する技能・療法又は経歴に関係しない事項、これは広告してもよいこととなります。具体的な例示をそこに述べさせていただいておりますが、例えば獣医師であることとか、動物病院の名前だとか連絡先、入院設備の有無等々につきましては、法律で定める技能、療法、経歴に該当しないという判断から、広告できることとなっております。

次に、「広告できない事項」の事例といたしましてどのようなものがあるのかというのを、33 ページの上段少し下のところに書かせていただいております。(1) といたしまして技

能、療法に該当するものです。事例に示してありますように、〇〇の予防、〇〇の検査、〇〇の治療等々につきましては広告することができません。つまり、具体的な技能、療法を広告してはいけないことになっております。

(2) ですが経歴の事例、これにつきましても広告ができないこととなっております。具体的な例示といたしまして、〇〇大学獣医学科卒業、〇〇獣医師会会員等々でございます。このようなことにつきましては、広告ができないということで現在まで指導してまいっております。

引き続き資料に沿って御説明申し上げます。33 ページ、34 ページですが、獣医療法の関係条文を付してございます。34 ページをごらんください。そのところに四角で囲ってある事項がございますが、獣医療法制定当時、平成 4 年度の獣医事審議会免許部会確認事項が付してございます。獣医師又は診療施設の業務に関する技能、療法又は経歴に関する事項のうち広告しても差し支えない事項についての基本的考え方、これを平成 4 年の獣医療法施行当時に整理をしております。

まず、獣医療に関する広告の制限は、獣医療に関し十分な専門的知識を有しない動物の飼育者等を惑わし、あるいは不測の被害をこうむらせることを防止するという趣旨から行われていること。この法律は、飼育者の保護にあるということです。

したがって、獣医師又は診療施設の業務に関する技能、療法又は経歴に関する事項のうち広告しても差し支えない事項を定めるに当たっては、特例事項のことでございますが、この広告制限の趣旨、つまり消費者保護という趣旨を踏まえて、動物の飼育者等に対する適切な情報の提供を図る観点から行う必要がある。

この場合、以下の要件に留意することが必要と考える。法令等において用語が規定されているなど、その事項の概念、範囲が明確にされているもの。(2) といたしまして、法令の施行の円滑化に資するために表示する必要があるもの。国の施策として推進されている事項に関するもの。(3) といたしまして、社会的に混乱を招くおそれのないもの。これが平成 4 年のときの広告の制限の基本的な考え方として、この免許部会で整理をさせていただいております。

次に、医療分野での現状について簡単に御説明をさせていただきます。お手元の資料の 35 ページから 80 ページまでに、医療における規制の現状についての説明のための資料を整理させていただいております。

まず 35 ページには、医療における広告規制の基本的考え方を記してあります。 です

が、平成 17 年 8 月の社会保障審議会医療部会では、医療機関等が広告可能な事項については、患者・国民の選択を支援する観点から、これを拡大していくことが適当とまとめております。

その考え方を踏まえまして厚生労働省では、平成 18 年 6 月に法改正を実施し、医療法等を改正し、大幅な広告規制を図ることとしております。 にあります「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律」ということでございます。この法律は、施行が平成 19 年、本年の 4 月 1 日からということになります。

これはどのような法律なのかということで、36 ページをごらんください。法文が書いてあります。「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関しては、文書その他いかなる方法によるを問わず、何人も次に掲げる事項を除くほか、これを広告してはならない。」この書きぶりは、獣医療法の規定とは若干異なっております。医療法の場合は、広告してもよい以下の 13 項目について挙げられております。その内容について簡単に御説明いたします。

少し飛びますが 57 ページをごらんください。左の欄に改正された法律事項が記してあり、右の欄に今まで広告可能な事項です。これにさらに広告緩和される事項が加わりますが、現時点での例示としてお考えください。

1 番目、「医師又は歯科医師である旨」、獣医療法では獣医師である旨は現時点でも、広告可能です。

2 番目で「診療科目」、獣医療法でも可能となっております。

3 番目、「病院又は診療所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項並びに病院又は診療所の管理者の氏名」、これも獣医療法では現時点では可能です。

4 番目は、「診療日若しくは診療時間又は予約による診療の実施の有無」。診療日、診療時間等も、獣医療法でも可能となっております。

5 番目の、「法令の規定に基づき一定の医療を担うものとして指定を受けた病院若しくは診療所又は医師若しくは歯科医師である場合には、その旨」。獣医療法の場合、なかなかこのような事項がないんですが、先ほどの家畜畜産物衛生指導協会の指定獣医師等については広告することができるということで、一部可能となっております。

6 番目、「入院設備の有無、第 7 条第 2 項に規定する病床の種別ごとの数、医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の従業員数その他の当該病院又は診療所における施設、設備又は従業員に関する経歴」。獣医療法でも広告は可能です。

7 番目、「当該病院又は診療所における診療に従事する医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他医療従事者の氏名、年齢、性別、経歴、略歴その他これらの者に関する事項であって医療を受ける者による医療に関する適切な選択に資するものとして厚生労働大臣が定めるもの」。右の欄中で告示の 45、「医師又は歯科医師の略歴」とありますが、獣医師の場合には経歴は広告してはならないことになっておりますので、ここは広告できませんが、それ以外につきましては獣医療でも広告することができます。

8 番目、「患者又はその家族からの医療に関する相談に応ずるための措置、医療の安全を確保するための措置、個人情報の適正な取扱いを確保するための措置、その他の当該病院又は診療所の管理又は運営に関する事項」ですが、獣医療法でも広告可能です。

9 番目ですけれども、「紹介をすることができる他の病院若しくは診療所又はその他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者の名称、これらの者と当該病院又は診療所との間における施設、設備又は器具の共同利用の状況その他の当該病院又は診療所と保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に関する事項」、ここにつきましては獣医療ではなじまない部分もあるんですが、55 というところで、「共同利用することができる医療機器に関する事項」については、この医療機器に関する事項が、今は広告できないことになっております。

10 番目ですが、「診療録その他の診療に関する諸記録に係る情報の提供、前条第 3 項に規定する書面の交付その他の当該病院又は診療所における医療に関する情報の提供に関する事項」、これは、おおむね獣医療でも広告は可能かと思われれます。

11 番ですが、「当該病院又は診療所において提供される医療の内容に関する事項」、この項目につきましては、獣医療では実施している治療方法は広告することができません。ここは大きく違うところになるかと思えます。

お手元 1 枚めくっていただきまして 60 ページの上ですが、「当該病院又は診療所における患者の平均的な入院日数、平均的な外来患者の数又は入院患者の数その他の医療の提供の結果に関する事項であって医療を受ける者による医療に関する適切な選択に資するものとして厚生労働大臣が定めるもの」、これにつきましては、患者数というのは問題になりませんが、例えば避妊手術何件という形になりますと、避妊手術という部分が技能、療法になります。つまり、「について何件」という広告は、現在は広告することはできません。

次 13 番目、その他ということになっておりますが、例えば医療だと 38 号ですが、「健

康診査の実施」だとか「予防接種の実施」などは、獣医療法では広告することはできません。

次に、69 ページをごらんください。69 ページの中段、医療法における広告の方法及び内容に関する規制についてですが、広告の方法及び内容に関する基準を定めておりまして、それを四角の中にくくっております。4 項目あります。1 つ目が、他の病院、診療所又は助産所と比較して優良である旨を広告してはならないこと。2 つ目が、誇大な広告を行ってはならないこと。3 つ目が、客観的事実であることを証明できない内容の広告を行ってはならないこと。4 つ目が、公序良俗に反する内容の広告を行ってはならないことでございます。医療では、このような広告の方法、内容に関する基準が設けられております。

医療分野では、患者の視点に立ち、大幅な広告規制の緩和を行っている状況でございます。そこで農林水産省といたしまして、飼い主のニーズの反映、医療の状況など、このような状況を勘案しまして、獣医療における広告規制のあり方などを検討会で議論してまいりました。それが資料の 81 ページになります。

こちらに「小動物獣医療に関する検討会報告書」ということで、平成 17 年 7 月 29 日、佐々木伸雄東大教授座長のもと、この検討会を取りまとめてございます。この提言につきまして、83 ページのところの(3) 提言、いわゆるこの検討会のまとめでございます。それについて簡単に読ませていただきます。

「小動物診療に関する飼育者の知識が向上する中、技能、療法及び経歴に関する事項の中には、飼育者にとって不利益となるおそれの少ない事項や反対に有益な事項もあると考えられる。広告規制を緩和する場合の考え方としては、いずれの診療施設においても実施可能な一般的な診療行為であること、飼育者が惑わされるおそれの少ないこと、飼育者にとって情報の必要性などを十分に勘案した上で、進めることが重要である。」

2 段飛んでいただきまして、「本検討会では、医療及び獣医療における広告規制を比較し、獣医療の実態を考慮した上で、獣医療において、広告可能としても差し支えないと考えられる事項を別紙 4 に列記した。ただし、低価格診療等による誘引や不適切な診療による飼育動物の被害を防ぐため、料金広告や比較広告の禁止などの措置を十分に講じた上で、広告の規制緩和を行うことが肝要である。」という提言をいただいております。

この消費・安全局長の諮問機関である小動物獣医療に関する検討会を踏まえまして、先ほど部会長から御説明がありましたとおり、お手元少し戻っていただきまして 28 ページ、29 ページにある諮問の内容について諮問をさせていただいております。

諮問の内容につきまして若干補足説明をさせていただきながら、簡単に御説明をさせていただきます。「1、広告しても差し支えない事項」の中に8項目ございまして、(1)狂犬病予防法第5条第1項に規定する予防注射その他の予防注射を行うこと。狂犬病予防法には、犬の飼育者は年に1回、狂犬病の予防注射を受けさせなければならないと規定されております。これはいわば国の施策でございまして、近年のワクチン接種率の低下という状況もございまして、この予防接種を行っていることを、個々の獣医師あるいは診療施設が広告してもよいこととしたいということでございます。

後段にございます、「その他の予防注射」というのは、犬のジステンバーだとかパルボだとか、あるいは伝染性肝炎や猫のヘルペス、カリシなどのいわゆるワクチン接種を意味してあります。混合ワクチンの広告についてはどのような表現をさせるかということがありますが、ワクチン接種あるいは混合ワクチン接種、それから一般名称まで認めようかという考えでございます。ただし、個々の商品名について広告しないよう指導はしていきたいというふうに考えております。

(2)でございますが、動物の愛護及び管理に関する法律第20条の第1項に規定する生殖を不能にする手術を行うこと。これは去勢だとか避妊手術のことでございます。

(3)です。薬事法第2条第1項に規定する医薬品を用いた犬糸状虫症の予防措置を行うこと。これはフィラリア症の予防でございますが、これもワクチンと同様に商品名等を広告に入れないように指導していくことを考えております。

(4)飼育動物の健康診断を行うこと。これは、まさに健康診断、健康チェック、定期検診などを想定しておりまして、具体的に〇〇のチェックというような具体的な疾病名を挙げることはしないようにというふうには考えております。

(5)ですが、薬事法第2条第4項に規定する医療機器を所有していること。例えば診療施設がX線装置とかCTスキャンあるいは超音波画像診断装置などの医療機器を所有している旨の広告となります。

(6)ですが、獣医師法第16条の2第1項に規定する農林水産大臣の指定する診療施設であること。これは獣医師法で規定していますが、臨床研修を実施する施設で、現在、農林水産大臣の指定されている施設が4施設及び88施設から成る8診療施設群がございまして、具体的には、農業共済とか大学の附属病院でございまして、そこで獣医師が卒後の臨床研修を今行っている実態があります。そのような施設については、その旨の広告ができるということを考えております。

(7) ですが、獣医師法第 6 条に規定する獣医師名簿の登録年月日及び診療施設の開設年月日。

(8) ですが、診療の業務を行う獣医師が獣医療に関する民法第 34 条の法人に加入していること。これはいわゆる公益法人でございます。「獣医師が獣医療に関する」という冠がついております。したがって、獣医療に関する社団法人、財団法人がこれに該当することとなります。具体的には、日本獣医師会でありますとか日本動物病院福祉協会、各地方獣医師会、それから、財団の一つでございます鳥取県動物医学臨床研究所というのがございます。こういうことを広告することを可能と考えてございます。

今まで御説明させていただきました広告制限の特例事項のうち、(1) から (5) のワクチン接種、避妊・去勢、犬糸状虫の予防、健康診断、医療機器の所有といったことにつきましては、広告の方法に関する必要な制限といたしまして、2 の (1) にございますように、他の診療施設と比較して優良である旨を広告してはならないこと。

(2) といたしまして、提供する獣医療の内容に関して誇大な広告を行ってはならないことという 2 つの制限事項を設けてございます。

それから (1) から (4) までの事項については、価格をあわせて広告してはならないという制限を設けたいと考えております。この制限事項につきましては、先ほどの検討会の議論の中で、例えば低価格診療等による不当な誘引や不適切な診療が起こることをおそれて、飼育動物の被害を防ぐという観点からこの規定を設けてはどうかという諮問でございます。

この諮問につきましては、当免許部会におきまして過去 3 年間行われておりますが、いまだ審議会として合意形成はなされていないところでございます。今までの御意見を 30 ページの資料 5 - にまとめてございます。少し御紹介をさせていただきます。諮問事項の (1) から (5) について賛成意見ですが、

「広告の規制緩和のためには、いずれの診療施設においても実施可能な一般的な診療行為、飼育者が惑わされるおそれが少ないこと、飼育者にとって必要な情報を勘案して進めるべき。」

「安価な予防注射等により飼育者の混乱を招くおそれに対しては、価格の表示を制限することで取り締まりの根拠とすることができる。」

「規制解除にあわせて、問題が生じた際に即座に対応できる国の体制を整えておくべき。」

広告の制限については獣医師に十分理解されておらず、行政当局も日本獣医師会等と協

力して、例示を示すなど周知徹底を図る必要がある。」

「狂犬病の予防注射や去勢手術・不妊手術の実施は各自治体で推進しており、これらの処置に対して広告を制限することは、これらの取り組みを弱めることになる。」

これにつきまして反対意見といたしまして、

「予防注射の実施等の基礎的技能、療法は、獣医師であれば等しく行い得る診療行為であり、これらの行為が実施可能か否かの広告をあえて規制緩和をしてまで行う必要はない。」

「疾病の予防措置等の基礎的技能、療法や特定医療機器の所有について広告の制限を解除した場合、広告合戦により顧客の囲い込みを前提とした勧誘診療を助長させ、動物医療の信頼確保を損なうばかりか、競争激化による質の低下を招き、消費者利益を侵害することになりかねない。」

「広告違反事例があふれ、都道府県当局による徹底した取り締まりと指導が困難であるがために、当局の都合で広告規制の緩和を行うとするならば本末転倒。」

「国や自治体が行う、又は自治体の施策推進のために公共団体から委託を受けた公共団体が行う普及・啓発活動は、公告または公報とし、広告とは区別すべき」

というふうになっております。

31 ページですが、諮問事項 2 の (1) から (3) につきまして賛成意見は、

「低価格診療等による誘引や不適切な診療による飼育動物の被害を防ぐため、料金広告や比較広告の禁止などの措置を十分に講ずるべき。」

それに対しまして反対意見といたしまして、

「虚偽広告、比較広告、誇大広告の制限を本則に定め、医療法と同様、違反事例に対しての罰則が必要。」

「獣医療法における広告制限の対象は、獣医師等の業務に関する技能、療法又は経歴に関する事項のみであり、価格に関する事項は制限対象とされていない。価格について制限を加えるのであれば、特例扱いではなく本則で定める必要」

という御意見が当審議会に今まで寄せられてございます。

また、当審議会では、日本獣医師会の意見を聴くべきとの御意見がございまして、日本獣医師会からの御意見を賜ってございます。資料 5 - 、86 ページ以降になります。87 ページ、平成 18 年 2 月 13 日、「獣医師等の業務に関する広告制限の特例について」ということで御意見をいただいております。ご紹介させていただきます。

(1) 獣医療法においては、獣医師又は診療施設の業務に関する技能、療法又は経歴に

関する事項に限定し、その広告を原則禁止した上で、広告しても差し支えない事項及びその広告の方法等について必要な制限を省令で定めることができるとしてはありますが、広告制限の目的は、適切な獣医療の確保にあります。

(2) したがって、省令において広告しても差し支えない事項及び特例に係る広告の方法等に関する制限事項を定めるに当たっては、獣医師等の業務に関する広告の制限の法令上の枠組みが前記(1)のとおりとされていることを前提に、最近における動物臨床技術の高度化・専門分化に対する社会的要請の高まりや診療提供形態の多様化の動向、動物医療トラブルの増加等の社会問題の深刻化の現況等を踏まえ、動物飼育者の動物医療技術の適切な選択の容易化は、動物医療の質の確保を通じ確保されるとの観点に立ち、動物医療技術の情報開示はどのようにあるべきか検討が必要と考えます。

(3) 本件の審議に当たっては、単に要望があるから等の理由により、規制緩和の一環として安直に処理することのないようお願いします。

2 諮問内容の審議に当たり留意願いたい事項

(1) 動物医療と人の医療における広告制限規定の相違。

ア 獣医療法及び医療法が定める広告制限の目的は同じとしても、医療法における広告の制限は、医業又は診療所に関しての一切の広告を禁止した上で、広告して差し支えない事項を限定列記するとともに、虚偽広告、比較広告、誇大広告を行ってはならないとしているが、獣医療法における広告制限は、前記1の(1)に示したとおり獣医師又は診療施設の業務に関し、その技能、療法、経歴に関する事項についてのみ広告することを禁止した上で、技能、療法、経歴のうち、広告して差し支えない事項を省令委任により定めることができる仕組みとされています。

イ したがって、獣医師等の業務に関する広告制限の特例を定めるに当たっては、そもそも獣医療法において広告制限の対象は技能、療法又は経歴に関する事項のみであり、本則において料金等が広告制限の対象とされておらず、また、広告の内容・方法についても制限措置が講じられていない点に留意する必要があります。人の医療において広告制限が解除されている事項であるからとして単純にこれを解除すべきとの論は成立しないと考えます。

(2) 動物医療の質の確保の必要性。

ア 広告とは、「顧客の誘致を目的にサービスの内容等を広く告知させること。」とされており、規制緩和若しくは情報提供の名の下で、動物医療に関する広告制限をむや

みに解除した場合、結果として顧客誘致を目的とする営利目的の診療勧誘が助長されるのは明らかであります。

イ 動物診療の現状をみた場合、特に小動物臨床の現場においては、獣医学系大学における臨床教育及び卒後の臨床研修体制がともに整備途上にある中で、新規参入者の継続的増加による獣医師の需給緩和基調が継続しております。一方、取り締まりが徹底されていないことを後目に明らかな広告制限違反行為を繰り返し、結果として動物医療の質を貶める特定獣医師又はそのグループによるいわゆる勧誘診療がまん延しており、これが小動物臨床の過密状況と新規参入獣医師の継続的増加により一層助長され得る土壤にあります。

ウ 今回、諮問事項の1の(1)から(5)において示された疾病の予防措置等の基礎的技術・療法や特定医療機器の所有を広告して差し支えない事項とした場合、広告合戦による顧客の囲い込みを前提としたいわゆる勧誘診療を助長させ、動物医療の信頼確保を損なうばかりか競争激化による質の低下を招き、消費者利益を結果として侵害することになりかねず、このことは、獣医療法の趣旨に明らかに反するものと考えます。また、予防注射の実施等の基礎的技術・療法は、国家資格として診療の独占権を付与された獣医師であれば等しく容易に行い得る診療行為であり、これらの行為が実施可能か否かの広告をあえて規制緩和してまで行う政策上の必要性はないと考えます。加えて、広告制限違反事例がちまたにあふれ、都道府県当局による徹底した取り締まりと指導が困難とし、当局の都合が広告制限の緩和を行うとするならば本末転倒といわざるを得ないと考えます。

(3) 業務に関する価格広告の扱い

ア 諮問事項の2において諮問事項の1の(1)から(4)までの事項の広告の方法等に関する必要な制限として価格を併せて広告することがあげられていますが、前記(1)のイにおいて示したとおり、獣医療法における広告制限の対象は、獣医師等の業務に関する技能、療法又は経歴に関する事項のみであり、価格に関する事項は制限対象とされておりません。

イ したがって、獣医療法の本則を改正し業務に関する制限事項に価格を追加するのとなれば価格に関する事項の広告を制限することはできないことに留意する必要があります。第17条第2項の省令委任の規定は特例に係る事項の広告の方法等についての制限を行えるとする規定であり制限対象とすべき事項は本則で定める必要があるのは明らかであります。また、罰則の適用対象の関係からみても不都合が生じることとなります。

3 検討の方向。

(1) 諮問事項について

ア 獣医療法が規定する広告制限の目的は、適切な獣医療の確保、すなわち、動物医療の質の確保であります。獣医療法における広告規制の枠組み及び現下の小動物臨床提供の現状を踏まえた場合、広告制限の特例は、真に動物医療の質を確保する上で積極的に情報提供すべき事項、動物飼育者にとって適切な選択が可能な事項に限定すべきであり、情報開示の下に安易な規制緩和は行うべきではないと考えます。

イ 広告制限の特例として新たに定める事項は、獣医療政策を積極的に推進する上で必要な事項に限定するとともに、新たに特例として定める事項については、動物飼育者に対する広告の効果について法令等による一定の保証措置の確保の裏付けのある事項、すなわち諮問事項の1についてみれば(6)から(8)に限定するとともに、次の事項を追加することが必要と考えます。

(ア) 農林水産大臣が指定する公益法人が行う動物臨床の専門性に関する認定を受けた獣医師専門医であること。

(イ) 農林水産大臣が指定する公益法人が行う獣医師の生涯研修を修めた生涯研修修了認定獣医師であること。

ウ 獣医療法第17条第1項本則において広告制限の適用除外とされた事項及び同第17条第2項の規定に基づき広告の特例として省令で定められた事項の虚偽広告、比較広告、誇大広告の制限を本則において定め、医療法と同様、違反事例に対しての罰則の適用が必要と考えます。

(2) 今後検討すべき事項について

諮問事項の1の(1)から(5)に掲げる事項の中には、例えば狂犬病の定期予防注射のように法令に基づく動物飼育者の受検(診)義務と課せられた動物医療行為があり、その的確な実施を公共団体の事務として積極的に普及・啓発する必要がありますが、これら公共団体の施策推進に係る普及・啓発活動は、「公告」又は「広報」として扱われるべきものであり、「広告」とは明確に区分する必要があることは言をまちません。国、都道府県等の公共団体自らが行う、又は公共団体の施策推進のため公共団体から委託を受けた公益法人が行う動物医療行為の普及・啓発活動については「公告」又は「公告の広報」の扱いとし、「広告」との区分の一層の明確化を図る必要があると考えます。

以上が獣医師会から寄せられた意見ですが、91ページにつきましては、それに対する農林水産省としての考え方についてまとめたものでございます。

広告規制のあり方について

獣医師や診療施設を選択に必要な情報として、飼育動物の飼養者に提供すべきである「技能、療法及び経歴」のうち「獣医師の専門技術(いわゆる専門医)」については、飼育動物の飼養者が最も必要としている情報であると考えられ、小動物獣医療に関する検討会でも広告制限の特例とすることについて議論された。

しかしながら、我が国の獣医療分野においては、専門医の必要性や認定基準の妥当性を評価する仕組みが確立しておらず、客観性が保てないことから、現段階でこれらを広告制限の特例とすることは妥当ではないと結論づけられた。

予防注射、避妊・去勢手術、フィラリア症の予防措置、健康診断を実施することについては、いずれの診療施設でも実施される一般的な診療行為であり、誇大な広告や他の診療施設と比較した広告を制限すれば、飼養者が惑わされるおそれが少ない事項であることから、検討会において広告制限の特例とする事項として提案されたことに基づき、諮問事項としている。

虚偽広告は不正競争防止法により、誇大広告については、不当景品類及び不当表示防止法によりすでに規制されている。また、「広告の方法その他の事項について必要な制限」として、「提供する獣医療の内容が他の診療施設と比較して優良である旨を広告してはならないこと。」及び「提供する獣医療の内容に関して誇大な広告を行ってはならないこと。」を新たに獣医療法施行規則に規定することにより、飼養者を惑わす広告は制限できると考えている。

違反広告については、行政指導を行っているところである。獣医療法第 17 条第 1 項に違反した者には罰則規定も設けられているが、本条は「獣医療に関する専門的な知識を十分に有していない飼育動物の飼養者等を惑わし、あるいは不測の被害が生じることがないようにする」ことを趣旨として規定されており、違反事例として告発された結果、飼養者を惑わせたり、不測の被害を被らせるようなことがないことから、不起訴等になった事例もあり、違反が繰り返されている事例も報告されている。

お手元 1 枚めくっていただいて 92 ページですが、

2 獣医療の質の確保

獣医師法第 16 条の 2 第 1 項では、診療を業務とする獣医師は、免許を受けた後も、大学の獣医学に関する学部若しくは学科の附属施設である飼育動物の診療施設又は農林水産大臣の指定する診療施設において、臨床研修を行うように努めるものとする規定され

ている。近年、犬、猫等の小動物の診療業務に就業する獣医師が毎年 500 名程度いることから、小動物の診療業務に関して臨床研修を行う診療施設を確保する必要があるが、本年 1 月 26 日に小動物臨床研修診療施設指定基準を定め、別添はつけておりませんが、都道府県に通知したところであります。今後は、より多くの獣医師が臨床研修を行うことができるような体制の充実を図り、獣医療の質を確保していきたいと思っております。

また、広告を制限することと獣医療の質を確保することには直接の関係はなく、現在、広告制限の特例事項として諮問している事項は、いずれの診療施設でも実施できる診療に関する事項であること、比較広告及び誇大広告を制限していることから、これらを広告することにより、競争が激化し、獣医療の質の低下を招くことはないと考える。

3 獣医師による不正な行為の助長

薬事法第 24 条において、「販売業の許可を受けた者でなければ、業として、医薬品を販売し、授与し(略)てはならない。」というふうに規定されております。獣医師であるなしにかかわらず、無許可で医薬品を販売している場合、薬事法違反となります。

予防接種を行うとして、実際にはその投与を行わず、予防接種代金を飼育動物の飼養者から得る行為は、刑法等に違反しているものと考えております。

いずれにせよ、獣医療法第 17 条のよる獣医師の不正行為は規制できません。

以上が農林水産省の考え方です。

ここまで、審議状況を含めて御説明申し上げました。広告の制限のあり方については慎重な議論の必要があることは十分認識しておりますので、当免許部会にお諮りし、より深い議論を今後ともよろしくお願い申し上げます。

○伊藤部会長 ありがとうございました。

それでは、獣医療における広告制限について、各委員から御質問等ございましたらお願いいたします。

どうぞ。

○中山委員 ちょっと確認なんです、広告の定義として、「随時又は継続してある事項を広く知らせるもの。」というふうに 32 ページの方に書いてございますけれども、医療広告のガイドラインの骨子のところの 78 ページを見ますと「広告規制の対象範囲」というのがあって、例えば院内掲示、パンフレット、インターネット上のホームページ等は原則として広告ではないというふうになってはいますが、これがほとんど獣医療の広告についても適用されるというふうに考えていいわけですか。

○事務局（新川） そのとおりでございます。特にインターネットのところは議論が免許部会でもあったと思うんですが、自分の意思をもって見ることに對しては、広告の媒体としては扱わないという整理を今しておりますので、医療同様インターネットのホームページ等は広告の媒体としては扱っていないというふうな整理しております。

○中山委員 意思がないのに目に入ってくるものを広告ということですね。わかりました。

○伊藤部会長 ほかに御質問ございませんですか。

どうぞ。

○山崎委員 いわゆる内容そのものに入る前にちょっとテクニカルな質問をさせていただきたいんですが、32ページの農林水産省令に規定されている事項の中で、家畜に關係することは出していいことになっているんですが、家畜の定義は、例えば体内受精卵の採取を行うことというか、いわゆる人工授精の分野というのは、実は今、我々特に補助犬にかかわっている人間というのは、検疫が変わりまして、人工授精というものに関してかなりシリアスに考えているんですね。今でも実際に人工授精を使っておられるブリーダーさんとかおられますけれど、家畜という定義というのはどうしても牛・馬なんでしょうか、それとも、犬もその中に入っているということですか。そうしたら、やっていますと言って、獣医さんが表に出してもいいんでしょうか。

○事務局（新川） お手元の34ページをごらんいただきたいんですけども、その獣医療法施行規則が、正確に書いてあるものですが、その1号ですが、「家畜改良増殖法に規定する」というふうになっていますので、犬・猫は含んでおりません。

○伊藤部会長 ほかに御質問ございませんか。よろしいでしょうか。ありがとうございました。

獣医療法第17条第2項の規定に基づく広告制限の特例については、3回の審議をこれまで経ておりまして、その必要性は御理解いただいていると思います。我々は農林水産大臣の諮問を受けまして、審議会という中立公正な立場で諮問に答える責任があります。諮問に対する答申の今後の方向性を確認したいというふうに思います。委員の方々、御意見の御提案をお願いいたします。いかがでしょうか。

どうぞ。

○山崎委員 多分広告を見て病院を選ぶというユーザー側にいるのが私だけかなという気がしますので、幾つか疑問点を述べさせていただきます。

まず1つは、避妊・去勢ということに関して、それから予防接種ということに関して。

実は狂犬病の予防接種を集合注射以外でできるということを知らない、おばかちゃんな飼い主さんがかなりたくさんおられるんですね。春を逃しちゃったからできないと言う意見を時々、特に地方なんかに行くと聞くことがございますので、それを知らせるためにでも、どこかで、狂犬病予防接種はここでもやってあげますよと先生がおっしゃってくれるのは、私は別に悪いとは思わないんですけれど。

もう1つ避妊・去勢に関しても、これは特に今非常に切実な問題でして、いろいろなユーザーさんの団体とかドッグクラブに来る相談の一つは、我々の犬を連れて避妊・去勢をしに行ったけれど、先生が、健康体のコはしなくていいと言ってしてくれないという、避妊・去勢拒否が診療の現場でかなり起こっているんですね。

そうしますと、別に拒否していただいても一向に構わない、それは先生の主義主張だと思うんですが、うちはします、しませんという部分というのは、広告の中に載せる、載せないは別として、どこかで言うだけであれば、先生も患者さんも嫌な思いをすることはないだろうと思います。そういった細かい現場でのユーザーさんの問題やクレームというものが、どこまでこの議論に反映されているかということに対して、ちょっと疑問を持っています。私1人でユーザーとして背負うにはとてもヘビーな感じがしますので、その辺をどうやって意見を吸い上げるかということだと思います。

○伊藤部会長 ただいまの御意見に関連してもよろしいですし、また別な御意見でも結構です、いかがでしょうか。

どうぞ。

○山根委員 今、部会長が言われました検討の経過ですか、これの方向性を定めたいと言われたんですけれども、すぐ結論を出さなきゃいけないわけでしょうか。

○伊藤部会長 きょう、ここで結論を出すというのは、まだ委員がかわったばかりですから、私はきょうは難しいのかなというふうには思っております。

○山根委員 といいますのは、私もきょう初めて免許部会に出させていただきまして、この膨大な資料、見たことがないのが多くありますので、ぜひとも慎重にそこはやっていただきたいと思っております。

それから、私は日本獣医師会長としましても、それから山崎さんと同じようにユーザーでございまして、家の方には犬をたくさん飼っております。そして診療側としましても、大学で診療しておりますので、そうやって見ますときには、もう少し偏った意見ではなくて 私も、基本的には広告規制の緩和は大賛成なのでございます。大賛成でありますけ

れども、いろいろな立場にありますといろんな問題がたくさんありますので、そこを取り上げていただいて、問題は、私は獣医師会、社会、これに益を及ばさないことには意味がないのでありまして、一部の者だけが益を得るようなことではあってはならないと。ましてや公序良俗に反することとか、ここにも書いてありますように、客観的な事実であることが証明できない内容のものとか、誇大広告とか、そういうものがあってはならないのではないかなど。

といいますのは、なぜこんなことを言うかといいますと、事実、各所で問題が噴出しているわけございまして、いわゆる資質の問題と言われればどうしようもないのでございますけれども、長い経験のある医療と違って、まだ獣医療が熟していないというのが1点。もう1つは、心配しますのは、やはり物なんですね。法律では、まだ今でも。動物愛護及び管理に関する法律では、一部、「命のあるもの」となりましたけれども、まだ物というところから。税務上も、あくまでも営利収入ということになっておりますので、そういう立場からしますと、私は医療法をそのままこれに外挿するのも問題があると思っておりますし、それから、今獣医師会といたしましても鋭意努力していますことは、今ここに出ている広告を緩和した場合に起こってくるだろうという可能性の事例を検討しまして、では、どのようになつたらこういう問題は起こらないだろうかという観点から努力しておるわけでございます。

その証拠に、この1年半の努力のおかげで、既に集合注射のような非常に我々から見ても問題のある注射方式、これがある地区によっては100%個人注射に移行したと。そして、接種率も7%ふえているという事例もあるわけなんですね。早速調べましたところが、55の会員の中で急速にこの数年間で、動物病院に行って打ちなさいと、そういうのが当たり前になってきている事例が半分以上あるわけなんですね。

ですから、今獣医師会としましても鋭意努力しまして、こういう問題は一々広告規制緩和しなくても当たり前のような時代が来る、もう数年したら必ず来ると私は信じておるわけございまして、今外した方が、むしろ獣医師会の混乱。獣医師会の混乱などとは関係ないじゃないかと思われるかわかりませんが、獣医師会の公的な団体が混乱することは、私は決して社会に対してもよくないと思うわけございまして、ぜひともそこをかんがみて御討議いただけたらと思っております。

○伊藤部会長 ありがとうございます。

どうぞ。

○杉浦畜水産安全管理課長 いつ答申をいただきたいかという点でございますけれども、冒頭あいさつの中でも申し上げましたように、本件は平成 17 年 9 月に諮問させていただいて、既に 3 回審議していただいております、早々に答申をいただければと。もちろん新しい委員が加わったこともありまして、十分議論していただいた上での話ですけれども、できれば次回免許部会において答申をいただければというふうに考えております。

いずれにしても、十分議論をしていただくというのが前提でございます。

○伊藤部会長 今の事務局からの方向性といいますか、時期的なデッドラインといいますか、示されたんですが、この審議会としましても、ここでメンバーがかわったということでありまして、もう 2 年というところで、最終的には何らかの結論を出さなければいけないのかなというふうには考えております。

できるだけ多くの委員にきょうは意見を出していただきまして次回に臨みたいと思っておりますけれども、質問でも結構ですので、委員から何か御発言お願いしたいと思います。

どうぞ。

○酒井会長 この広告の特例事項といいますか、規制を外していくというのは、今のお話の中にありましたように、2 年間なぜこの結論が出ないままに来たかというところを、やはり我々はもう少し考えた方がいいかなと。1 つには、今このことを言うのはおかしいんですが、ここに出てまいります文言が、いわゆる諮問としての文言が果たしてどうなのかという議論がございました。もう 1 つは、小委員会の検討委員会に出てまいりますように、「獣医療の実態を考慮した上で」というところで、逆に今山根委員が言われたように、医療現場で混乱を来すのではないかなというふうな意見がこれまで出ていたように私は思います。

したがって、この専門部会では十分な議論をした上で結論を出していくということが、今後の小動物医療現場の成熟度を期待するということでは必要なかなというふうに思います。

もう 1 点は、医療との比較がよく出てまいりますけれども、医療現場と獣医療現場ではかなり大きな違いがあるということもございまして、この免許部会では慎重に、かつ深めた議論で結論を出していただきたいというように私は思います。

○伊藤部会長 ほかの委員の方々からも御意見いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

どうぞ。

○渋谷委員 参考になればと思って言うんですけれども、私は弁護士なんですけれども、弁護士も以前は広告規制が大変厳しかった。その理由として、弁護士というのは商売をやっているわけじゃないと、商売をやっているんじゃないから広告なんか要らないんだという発想がもともとあったんですね。ところが、知人に弁護士がいないと、なかなか弁護士に頼みにくいとかいうこともありまして、広告をして構わないという方向に2年ほど前から変わっています。

そのときに、どの程度規制があるかということ、ほとんどないわけですね。もちろん誇大広告だとか、うちの事務所だったら100%勝ちますとか、そういうことを言っちゃいけないとか、そういう常識的な規制はあるわけですけど、それ以外に項目的に、このことを言っちゃいけないとか、そういう規制はありません。逆に入れなきゃいけないものとして、僕は東京弁護士会に所属しているんですけれども、その東京弁護士会に所属していると、どここの弁護士会に所属しているかは入れなさいと。ところが、獣医師会の方を見ますと、逆に今の段階だと入れちゃいけないみたいなことになっていて、「あれ、これはどうしてなのかな」って、ちょっとわからないところもあるんですけど、時代の流れとしては、やはり一般的に広告は自由化されていって、あとは飼い主の方でそれを判断していくという方向に行くのではないかなと思っています。

伊藤部会長 どうぞ。

○山根委員 まことに渋谷先生ありがとうございました。全く私もその御意見には大賛成でございます。ただ、弁護士さん、医師会、歯科医師会さん、獣医師会、みんなシチュエーションが違うわけなんですね。生い立ちも違います。恐らく成熟度も違います。対象物も違います。そうやって見た場合には、全体的に国民に寄与する方向はどういう方向かというということを、私は個人的にも、会員としても、会長としても考えますときに、今これをすべて規制緩和したら、いろいろな問題が出てくるのではないかという危惧があるから、あえて言っているんですね。ですけれども獣医師会も獣医師も、恐らくこの動物関係は日進月歩しておりまして、意識も改革しておられます。急速に変わってきつつあります。恐らくやこれが当たり前になってしまうという時代は、必ず近いうちに来るはずなんですね。

そうした場合には、今ここに8つ挙がっておりますけれども、この8つにすべて反対でも何でもないわけですし、1つずつを慎重に吟味していただきたい。ですから、広告してもいいものは、附帯事項をつければいいと思うんですよ。ただ、実行されなかつたら意味

がないわけですから。一番心配しますのは、今も規制の緩和がされてないのに違反がたくさん出ている。その取り締まりがほとんどなされてない。ですから当たり前のことになってしまった、それがトラブルのもとになっておりますので、私はあえて院内とか電柱に、うちは避妊手術ができます、フェラリアの予防ができますというのを書けば、これはむしろ品位を落す、いわゆる資質を落してしまって、獣医師の個人の信頼関係を崩すものではないかなと。

これは当然なことなんですから、医師会がやっているようにもし出すならば、広い意味での広告ではなくて公告。いわゆる獣医師会とか市町村とか各県とか厚生労働省とか、そういうところが啓蒙のパンフレットとかそういうものを出せば、私は事足りるのではないかなと。それもそうだけれども、これもやった方がいいとやった方が、むしろ私は弊害が出るのではないかなという。事例が既に幾つもありますので。今 55 の会員のトラブルの大きなもとは、これから端を発したこと。これは恥ずかしいことですがけれども事実なんです。

ですから、いま少し時間をいただくとともに、今なら、現状どういう形でシフトしていったらいいか、ソフトランディングするにはどうしたらいいかということも議論していただきたいと思うわけでございます。どうもありがとうございました。

○伊藤部会長 オール・オワ・ナッシングということではないと思いますので、慎重に議論しながら個々の内容について吟味していきたいというふうには考えておりますけれども、ほかの委員から、また御意見を追加していただきたいと思います。

どうぞ。

○中川委員 前回の審議会からずっとメンバーをさせていただいて、実はこの小動物に関する検討会にもメンバーとして出ていまして、そこでも私は同じ意見を言ったんですが、こういう諮問が出てきて、2回ここで審議され、普通であれば皆さんの理解を得て、附帯条件がつくなり何なりでもっと早く決着していることが、今日までこれだけ長く延びているというのは、それだけ獣医療の現場にいる獣医師が危惧する内容が含まれているということなんです、制限事項の中から外されることが。

そうしますと、特例としてそういうものを具体的に認めていくことが8つほど挙げられていますが、この内容がすべて同じ傾向ではなくては、6番から8番の内容については、これはどなたも獣医師であれば、広告の制限から外してもいいのではないかという理解が十分得られる事項なんです。しかし、1から5に関しては、かなり現場での混乱。日本

獣医師会の意見書にも出ていますような、先ほど読み上げていただきましたが、そういった事態を踏まえて、組織としては非常に成熟されてないと会長はおっしゃられましたけれども、そういう状況の中でいろいろと問題点が起こってきますし、また日本獣医師会の立場としても、これは現状ではゆゆしき問題に発展する危惧もございます。

そういう点で私は、できればこの審議会の中で、6番から8番についてと1番から5番までについては分けて審議をしていただいて、早目に必要なものは答申する、審議が必要であれば、もうしばらく議論をいただくというような形にさせていただけたらという、委員個人としての意見でございます。

○伊藤部会長 ありがとうございます。

ほかの委員の方から御意見ございませんでしょうか。

どうぞ。

○山崎委員 何かしつこく、どうでもいいことを申し上げようなんですけれど、私としては、逆に1から5すべてがいいとか、6から8だけの方がいいとか、そういったことよりも、例えば、だれでも獣医師がやることを当たり前看板に出す、つまりまんじゅう屋がまんじゅうを売っているという看板を出すということに対して、どんなトラブルが起こり得るのかという具体的なお話を聞きたいんですね。私の周りで、最近、随分獣医療裁判があるんです。ほとんどはネットですね。ほとんどと言っていいほどネットトラブルなんです。皆さんよく御存じの東京都のあの大きな事件も、実はネットトラブルなんです。

ですから、広告、いわゆる看板のところで出るものが、例えば「うちはフィラリア予防やっています」ということでどんな弊害が起こるのか。私自身は開業医でも何でもないので多分知り得ないことだと思うんですけれど、具体的に何なのかということと、競争激化は必ずしもネガティブにとらえるべきものではない。消費者からしてみれば、いい競争激化と悪い競争激化とあると思います。とてもハイレベルなものを求めるときには、どこかで一時競争激化、混沌とした時代というのはあってもいいのかなと。

今の学校事情がそうだと思うんです。今、特に動物系の看護学校というのが、大体平成17年度ぐらいが開校のピークで、多分つぶれ始めている。そういった状況というのは、やはりいいものだけが残っていくんだから仕方がないという部分がある。ただ、医療とか獣医療に関してはそれと同じレベルで論じるつもりは一切ありませんけれど、どうしても消費者のためとか、消費者利益とか、惑わされる飼養者というところに、私としては飼養者がどういう不便をこうむるのかという部分がちょっと見えてこないの、むしろ開業の現

場から、起こっている問題点を具体的にお話しただけだと思います。

○山根委員 現場に長らく、20何年間狂犬病の注射を開業してしまっていて、そして今大学で14年間診療をやっている立場から申し上げても、これまで、この審議会に具体的なそういう事例は出てこなかったんですか。

○山崎委員 私も初めてでございますので、新人でございます。

○山根委員 といいますのは、これはここで言うといいかわかりませんが、どういうことが危惧されるかといいますと、それこそ派手やかな、大きな新聞一面になるような広告を印刷して、いついつどこで、1,000円で安く狂犬病打ちます、というのを新聞にどんどん出していくんですね。そして、街宣車ごときのものでダーッと現場に行って、そこに犬をギャングギャング集めて接種しているのが現状なんですね。それが、資質のいい先生方はしらっとして見ているんですけども、国民にとって、飼育者にとって果たしていいことかどうか。そのワクチンがどこから来て、どういう保管をされて、どういう打ち方をしているかも全くわからないわけなんですね、個人でやっていますから。

それともう一つは、一番心配しますのは、厚生労働省もやかましく言うんですけども、まず登録数が全くわからない。やっただけはわかりますけど、注射を打つだけ打って、自分が印刷しました済票を出すだけなんですね。そうしますと、ある地区などは、注射頭数さえ把握できてない。これが現状なんですね。今、公式な発表では4割を切っているという話は出ておりますけれども、地区によっては惨たんたる状況になっているのが事実でございます。

ですから、そういう面からしましても、もう名前を挙げていいと思いますけれども、ある地区で、100%個人病院で行って打ちなさいと個別注射にしたら、非常に接種率も上がり、私も現場に行って聞いてみました、打った方5人の方に聞いてみたら、みんな喜んでおられます。打った方の施術者の獣医師さんも喜んでおられる。みんなハッピーなんですね。何でこんなことが早く教えてもらえなかったんだろうかということなんです。

ですから私は、むしろ国民に、飼育者に知らしめるなら、それこそきちっとした組織の団体が、公的な機関のものが繰り返しリピートで啓蒙すべきだなと思いますし、事実、今月中には局長通達でようやく公報を出していただくようになったわけでございます。ですから、獣医師会としてもこの問題は非常に大きな問題ですので、国民にいかにもマイナスを与えないようにソフトランディングしたいということから、もちろん規制緩和に向かっていくのは大原則でございますけれども、いま少し猶予期間をいただきたいというのが正直

なところでございます。

伊藤部会長 どうぞ。

○山田委員 私も獣医師会の会員なので獣医師会を敵に回したくはないんですけども、別にそういう意味で言うのではないんですが、この場というのは一応国の審議会というところであって、メンバーを見ればほとんどが獣医さんで、獣医師会の会員が非常に多いと。そういう中で議論をするときに、やはり中立性の問題とかそういう問題がある。現実にごういう問題が起こったとき、恐らく参考人として獣医師会の方々をお招きする、あるいは消費者団体の方をお招きする。そういう方たちは、それぞれの立場からそれぞれの主張をしていただいても結構だと思うんですが、一応審議会の会員となって中立な立場で議論をしなければいけないときに、それぞれの方がそれぞれのバックグラウンドを持って主張するというのは、少しいかなものかなという疑問を感じています。

それと、今のならず者の獣医、以前の審議会ではそういうふうな発言もあったというふうに記憶しているんですけど、そういうものを規制する部分を、この広告の規制緩和をやったらといってできるのかという議論もあったというふうに記憶しています。それがまた、再びそういう振り出しのところの議論に戻っているような気がしないでもない。

だから、先ほど山崎委員の方からありましたように、本当にこの広告のここで提案されている1つ1つの部分を規制緩和したときに、それにつながって、それが原因で消費者が不利を得るということが明らかであれば、それはそれなりに考えていく必要があるので、その議論は深める必要があると思うんですね。

したがって、先ほど山根会長がおっしゃったように、どこかのだれかがもうけるためとか、特定の人がいい思いをするということではなくて、やはり飼養者が重要な情報が受けられるのか受けられないのか。逆に、情報は受けられるようになったけれども、それによって膨大な不利が招かれる。リスクとベネフィットをはかりにかけて、どちらを取るかという議論をしていくべきだろうというふうに思います。

○山根委員 誤解があったら困りますので。私は、決して獣医師会のサイドに立って物を発言しているつもりはさらさらございません。といいますのは、この審議会の建前からいまましても、国民に寄与すべきこと、これに向かっていかざるを得ないから、その過程を大事にさせていただきたいと。より効果のあるもの、これにしたいから私は頑張っているわけございまして、口を酸っぱくして言っているわけございまして、獣医師会がごうのとかでないということをはっきり言えると思います。ただ、そのプロセスとして、

獣医師会を無視してこの注射はできませんので、避妊手術もできませんので。ですから、それをうまくソフトランディングするためには、国民に寄与するためにはどうしたらいいかということを実際に考えていただきたいということを言っているわけでございます。

というのは、やっぱり皆が同じように緩和すれば一番いいことです。私もこの日が来るのを楽しみにしています、1年先、2年先になるかわかりませんが、ただ、それには、いろんな背景がございますから、やり方を間違えたら本当に国民・飼育者にとってマイナス面が出ますよということを言っているわけございまして、誤解のなきようお願いしたいと思います。

○伊藤部会長 まだ御発言のない委員の方からも御意見伺いたいと思いますけれども。

○近藤委員 前回から引き続いての委員ですが、前回もいろいろと現場について、私、地方の獣医師会を預かっておりますので、その現場についていろいろと申し上げました。狂犬病の予防注射について先ほど御意見ございましたが、うちの例を申し上げますと、都市部においては20～30%程度が集合注射であって、徐々に集合注射が減少の傾向にあります。ただ過疎地においては、90%前後がまだ集合注射に頼る。それは当たり前のことでございますので、我々獣医師会としては、その両方のメリットを住民サービスとして続けていながら獣医療を展開しているところであります。それも全部、我々獣医師会と県並びに市町村を通じての公報で住民に必ず徹底的に広報活動を行う、そして狂犬病予防事業に当たっておるわけです。

そういう中で、先ほど日本獣医師会の諮問に対する回答の中にもあったとおり、やはり特定グループ、または特定の獣医師の集団による事例が、今年も市町村との会合の中で出されました。その集団の獣医師が、要するに電話か葉書で低料金でやるものですから、申し込んだら、飼い主がおらないうちに、おりの中にいるのが済んだという事例が報告されました。これらは獣医師まがいといえることではありますが、だからといって我々がどうしようもできないのが現実の姿であり、毎年、過去においては、そのテクニックまで指導する集団があるわけでございます。残念なことであります。

だから、我々は広告というものに対して、国民の健康、要するに犬を狂犬病から、またその他の伝染病から守る意味においても、絶大な広告の力というものを考えると、いろいろと議論を尽くしていただきたい。特定グループの診療施設にも、新卒の獣医師が就業します。新卒の獣医師が数年勤務して、そして小動物の診療に入っていくわけです。

私は1つお伺いいたしますが、この3年間、農水省の方で小動物診療の獣医師向けの臨

床研修、新卒者の臨床研修がどのような推移をたどっているか。私は、この面に手をつけながら広告の規制緩和するのは賛成です。新卒者をいかに小動物の診療者として国が責任を持って、それが努力目標といえどもあるわけですので、卒後、臨床研修を行うことがまず必要である。医師や歯科医師、そういう面とは全然土壌の違うところに診療獣医師がどんどん毎年出てくるわけです。それについてのこの3年間の努力といいますか、国の努力はどうであったか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○伊藤部会長 事務局の方から何かありますか。

○事務局（新川） 少し広告規制の議論とはずれてしまいますので簡単にお話をすれば、小動物の検討会の中でありましたように、先生今御指摘のとおり、小動物の獣医師さんについても臨床研修の場を設けなきゃいけないということで、私ども平成17年1月26日に小動物の臨床研修の診療施設の指定基準というのをつくっております。今はまだこれを満たすような施設がございませんので、その指定はされていませんが、今後とも臨床研修の場が提供できるよう促していきたいと考えております。その上で農水省としても、産業動物に偏ることなく小動物の獣医師さんにあっても、きちっと勉強できる場を提供していきたいというふうに思っております。

○伊藤部会長 ほかの委員からの意見も聞きたいと思います。

どうぞ。

○高田委員 私も、ユーザーといいますが勤務医なので詳しくはわからないんですけど、実際に私は、今一番問題なのは狂犬病予防法で、狂犬病の接種率の低下だと思っています。私のいるところは国営公園で、去年の秋ドッグランができたんですけど、ドッグランの入場規制で、狂犬病予防注射をしていないのは入れませんよという決まりがあるんですけど、先ほど山崎先生がおっしゃったように、春にしていないとか、ブリーダーさんに「日本には狂犬病ウイルスがないから、しなくていいよと言われたから、ここにもウイルスいないんでしょう」とか、そういう話をされる方が必ずいて、「ちゃんと打たないと法律違反になるんだよ」と言ったら、「動物病院で打てるの？」って、初めて知ったという飼い主さんが結構います。

それで、先ほどから話題になっています悪徳獣医師さんは、福岡の方にはまだ来てないものですから目にしたことがなくて、それ以外の地域では、やはり狂犬病 だから、先ほど8つの項目のうち6から8はいいのではないかという意見もありまして、また狂犬病予防法についても、去年患者さんが出たり、これほどいろいろな動物が出入りしていたら、

いつウイルスが入ってきてもおかしくない状況で、いろんところでドッグランがありまして、ドッグランへもし入ったら一気にふえると思うんですね。だから、狂犬病予防の関係からでも、柱にべたべた、「狂犬病予防注射 うちの病院できますよ」というのはみっともないという会長の御意見はわかるんですけど、それは何らかの方法でユーザーさんに知らしめる必要はあるのではないかと思います。

○伊藤部会長 ありがとうございます。

○山根委員 ありがとうございます。よくわかるんですね。ですから、その代替法が幾らでもありますので、個人に任す必要はないということでございます。そのことを私は言いたくて、本当にそれこそ公序良俗というか、電柱に張ったり新聞にチラシ広告をつくったり、ここにおいでとか、そういうことの時代ではないということなんですね。資質を上げないと、やっぱり社会にとってもよくないと私は思うんです。獣医師サイドの立場で言っているわけではないのでして、私もユーザーでございますから、本当に国民にとってどれが一番いいかということを私たちは模索したいと思うから発言をしているわけでございます。

○事務局（相田） 済みません、発言の際は座長の指示を受けてから発言するようにお願いします。

○伊藤部会長 武内委員。

○武内委員 私も2回目というか継続の委員で、これまで、今までの経緯も知っていますけれども、先ほど山田先生からおっしゃられたように、議論がまた一から戻ってしまって、これではまた2年たっても終わらないという状況が生まれそうな気がしていて心配していますけれども、確かに狂犬病予防法に関しては、ならず者がいるからということはずっと何度も何度もこれは聞かされていることで、それは知ったのも初めてでしたから、そういうこともあるからこれは気をつけなくちゃいけないというのはわかるんですけども、具体的に2番、3番、4番 5番も含めてでもいいと思うんですけども、これに対するコメントというのをいただこうと思ったときに、前回のときは、それはいただけなかった。その1つ1つやっていこうというのであれば、それでも構わないという提案を事務局もずっとされているにもかかわらず、じゃ6から8はもういいかということにすらならなかったというのがこれまでの現状でしたよね。6から8というのは、例えば獣医師会から言えば、じゃ何が問題なのか。その次は、6から8がせめてよければ、6から8はオーケーにして、1はかなり問題がありそうだということは今までの議論からしてもわ

かっているわけですから、2から5に関しては、じゃ具体的にどうであるかということを出してもらおうような形で、具体的に1つ1つステップアップしていかないと、一々議論を戻しては、結局進まないことになっちゃうんじゃないかというふうに思っているんですけども。

○伊藤部会長 事務局の方から何かございますか。

○杉浦畜水産安全管理課長 確かに過去3回議論してきました、今回また一から議論が繰り返されるという懸念がございます。ただ、私も含めて皆さん、資格として獣医師であるがゆえに、今回、山崎委員に参加していただきましたけれども、渋谷委員にも新しく参加していただきましたけれども、獣医師の資格をもつがゆえに、どうしても獣医療サービス供給サイドの立場に立った議論になる傾向があるのではないかというふうに思います。広告制限がなぜあるかと考えますと、これは消費者、動物の飼育者の保護のためにあるわけございまして、供給サイドの立場に立つと、いろんな懸念がもちろんあるわけですが、その懸念が本当に緩和した場合に実際生じるのかどうか、その辺は飼育者に納得していただくような説明ができるかどうか、それを示すことができるかどうかというのが必要なのではないかというふうに思います。

そういった意味で、今回、山崎委員、それから渋谷委員に参加していただいて、お二方には獣医師でないことから、本当にそういった懸念が実際生じるのかどうか、その辺のところをしっかりと納得いくまで意見あるいは説明を聴取していただいて、意見を言っていたらというふうに考えております。もし必要があれば、飼育者代表を参考人としてお招きして、本当にそういった懸念が生じるということについて納得していただけるような状況にあるのかどうか御判断いただくということも、御意見をいただくということも可能ではないかというふうに考えております。

○伊藤部会長 どうぞ。

○中山委員 今までお話を聞いていますと、広告の事項、それと広告の方法、これがごっちゃになっているような感じなんですね。この諮問のところ、28ページにありますように、1番の事項と2番の広告の方法というふうに分けてありますので、少なくともこの事項に関しては、それをしてはいけないという決めた根拠が余りはっきりしないような気がするんですね。34ページですか、これは平成4年度の確認事項、基本的な考え方というのは下の方に四角で囲ってありますけれども、どうもこれを読んでいてもよくわからない。例えばちょっと今回とは別になりますけれども、大学名を記して学位を書いていいけれども、

卒業大学は書いちゃいけないって、これも何かすごく矛盾しているんですね。

ということで、広告事項についてはどんどんやはり規制緩和の方向に持っていくべきだと思いますが、その方法、広告の方法については、やはりそこはよく考えて、規制すべきところは規制する、緩和すべきところは緩和するというような形でやっていかないと、事項と方法を分けて考えてやっていくのがいいのではないかというふうに思います。

○伊藤部会長 ありがとうございます。

かなり多くの委員から意見をいただきましたけど、まだ御発言のない委員ございましたら。

どうぞ。

○田中委員 私は、今年からこちらにお世話になっている、現場で獣医事の苦情を一番先に受ける部署にいるんですけれども、今回この17条をよくよく読むと、この17条に関しては飼養者側に向けた法律であるということと、あと、今の御時世、情報公開の御時世なんですけれども、情報公開と情報を提供するというのは違うことで、ここで言うところの広告というのは、情報を提供するための一つ的手段として用いられるものなのかなというふうに思っているんです。この議論がスタートにまた戻ってしまうかもしれないんですけれども、よく苦情があって 農林水産省の方で年に何回か獣医事の担当者会議も開催されておりますけれども、そこでこういうケースはどうでしょうという話が出たときに広く一般的に言われるのは、広く一般的に認められ、かつ一般的にも十分に理解される事項であればいいであろうというか、そういったふうなとらえ方なんだと思うんですね、この広告の規制というのは。

ですので、料金については、飼育者の方々の中では一般的な価格というものが世の中的にも定まっていないのかもしれないと、非常に不透明な部分が多いので、その部分はやはり出せないであろうというような解釈を私たちはしているんですけれども、そういう点からすれば、十分な知識を有しない飼育者を惑わして不測の被害をこうむらせることはいかんということで規制しているのであれば、広く一般的に社会的にも理解を示されているところはいいのかなというような、済みません、非常に抽象的なんですけれども、そういうふうに思います。

○伊藤部会長 ありがとうございます。

まだ小野委員が……。

○小野委員 前の回にもこの会には出ておまして、全般的に言いますと、やはり山田先

生が言ったような面も多少あるだろうというふうにも思います。ただ、1つ考えますのは、今回の格好ですと、ポジティブリスト制、何を載せていいかという方向に話が行っているわけで、従来あったのはただの規制ですから、ネガティブな方ですよ。これは出してはいけない、あれは出してはいけないという方向ですけど、この部分について出していいということは、逆に言えば、それ以外のものについては規制がかかっているという見方もできるわけで、そういう観点で考えていきますと、より飼い主の方あるいは社会的に必要な部分というのは緩和していいのではないかとこのように思います。

ちょっと山根先生なんかは、ある事象でという話もありますけれども、現実的に、いろいろな前にあったネガティブリストのときに規制ができなくて、その結果として非常に大きなものがあったということも事実なんですけれども、逆にポジティブリストで、これは載せていい、それ以外の項目がといった場合には、今度逆に規制の対象になるということにはなるわけで、逆に言いますと、緩和の方向で考えていってもいいのではないかなというふうに思います。

一部、前のときは、それが果たしてその項目として正しくあらわしているかどうか、この項目が例えば診療施設の程度をあらわしているかどうかというような問題点というのは多々あるかもしれないんですけれども、ただ逆になりますと、獣医師がそういう広告を打つという状況は何かというふうに考えますと、その結果についての評価というのは、おのずと出した人にかかってくるということになるので、現象論というのは、もちろん実際にどういうことが起こっているかというのを解析することが必要ですけれども、ポジティブリスト制だということからもう1回考えてもいいのではないかなというふうには思います。

○伊藤部会長 どうぞ。

○事務局（新川） 今、各委員から貴重な御意見を賜ったところなんですけれども、事務局の方から1つちょっと教えていただきたい点があるんですが、今までの御議論を聞いていますと、先ほど中川委員の方からもありました、6、7、8番については特段もう異論はないとのこと。1番につきましては、山根委員含めまして社会的に混乱を招くのではないかとこのことで、賛成、反対と分かれています。2番目につきましては、酒井委員の方から、若干文言がおかしいところがあるというような御指摘をいただいているというふうに理解しております。

じゃ3番、4番、5番はどうかということについては、ちょっとまだ意見がないとは思

うんですね。例えば健康診断を行いますよと言ったときに、社会的混乱が起きるのかどうか。例えばX線装置を持っていますよということが、社会的混乱が起こるのかどうか、惑わすのかどうか。それから、フィラリアの予防接種ができますと言ったときに、飼い主に不利益になるのかどうか。その辺につきまして、もし率直に御意見を賜ればというふうに思っております。よろしくをお願いします。

○伊藤部会長 今の事務局のお話にありますように、大きな1番の中の3、4、5というあたりのところでどうなのかというような御意見、ありましたらいただきたいと思えます。どうぞ。

○武内委員 以前も事務局の方にお聞きしたと思うんですけど、2条4項に規定する医療機器というものが具体的に何に当たるかというのがちょっと知りたかったんですけども。以前、この前のときの会議で出た問題としては、例えばMRIを持っていたって使えないやつがやったらしょうがないじゃないかという話になっていたんだけど、これにMRIが当たるのか、ただ一般的な町の病院にあるX線照射機しか当たらないのかというのがちょっと知りたいんですけども、どうでしょうか。

○事務局(新川) 結論から申し上げますと、それは当たります。薬事法の2条の第4項、ここは「医療機器」と書いてあるんですけども、薬事法では、「人若しくは動物の疾病の診断、治療若しくは予防に使用されること、又は人若しくは動物の身体の構造若しくは機能に影響を及ぼすことが目的とされている機械器具等であつて、政令で定めるものをいう」と規定されており、MRIも該当いたします。

○伊藤部会長 どうぞ。

○近藤委員 今の機器の問題なんですけど、現実の問題として、やはりこれは非常に微妙な問題をはらんでいると思うんですけども。私は、先ほど卒業研修ということを申し上げましたが、それを読めない新卒獣医師が転勤・転勤でその獣医療(高度)機器のあるところへ来て、十分に使用も出来ず、不正な対応を取っても国民は知るよしもない。現実問題として、新卒者が輸液セットを使用も出来ず、さも治療しているが如く毛も剃らずテープで巻き付け、徐々に悪化し、転院して来るんです。そういうことを目で見ていると、やはりこの広告というものの力が絶大であり、全部広告でそこへ行くんですよ、現実にも今でも。だけど、そういうことの高度医療に適している獣医師を国がもっともっと卒業研修でつくりたいと、またそういう獣医師をつくらうとするもし民間があったら、そこへ国が協力して、卒後研修をまずもって実行すべきであり、これをしなければ不十分になる。あくまで

も広告規制の緩和を行うなら、やるべきことは即ち卒後研修を国も資金を提供する必要がある。ペーパーだけで済むようなことで、国民が利益を受けるとは思えない、動物も利益を受けるとは思えない。やっぱりここを基本的に踏まえた上でこの規制緩和が必要である。

規制緩和によってだれが一番利益をこうむるのか、やっぱり国民なんですよ。その国民を担保する獣医師について、もっと目を当てていただかないと特に現場を。そこから我々が毎日悩んでいるような問題が提起されて、獣医療を正常に保つためにいつでも研修会を開いているのだけど、その方々は研修会をやったって何やったって参加しないんですよ。本当に、広告規制を緩和するのであれば、やっぱり先ほど言ったとおり、かくあるべき新卒獣医師をつるという国の姿勢というものが反映されないと、私は委員の一人として、もろ手を挙げて、はい、賛成しますとはなかなか言えないところにおるというのも御理解いただきたいと思います。

○伊藤部会長 今5番目のところに少し意見が偏ってあるんですが、例えばユーザーの立場からというふうなところで、どんなふうに感じられますか。

○山崎委員 別に5番がなくてはならないとは私は思っていないんですけど、ユーザーからしてみれば、MRIのは何が何だかわかりません、行きません。つい最近、実はうちのコが珍しくてんかんの発作を起こしたんですけれど、うちの病院にはMRIもCTもありません。ですから、もし撮った方がいいんだったら大学病院に行けばというような話にはなりましたけれど、最初から、きっとこのコはてんかんに違いないとか、小型犬だから水頭症に違いないとあって、MRIのある広告を探して病院に行くというユーザー行動というのは、私が知る限りではほとんど一般のユーザーさんではないと思うので、別に執着はしませんが、5番は、私はあってもなくてもいいと思うんですね。

ただ、先ほど来の議論の中で、2つほど私は言いたいことがあって、1つは、ペーパー上というか看板にぼこっと書かれている言葉と、ネットを検索すると、スクロールしてもスクロールしても終わらない広告との間に余りにも落差があるんですね。そうすると、逆にネットにだまされてしまう。うちなんか避妊・去勢もしてあげるんだとか、うちなんかこんな機械もあるんだというのがネットに載っていると、近所の獣医師さんの看板を見て、「えっ、この人はこれしかやってくれないの?」というような、むしろネガティブなギャップが出てきてしまうのかなと思うのです。

もう1つは、悪徳獣医師というか、いわゆる街宣車で集団で何かをやっちゃうという人、それは逆に言えば、こういった広告の規制があろうとなかろうと出てきます。テント村で

の愛護団体がやる避妊・去勢なんていうのもあります、安い料金で。そういうところに連れてくる人達は、一般の獣医師さんには、お金が払えないから連れていきません。ですから、テント村が建たなければ、その猫たちは避妊・去勢をしません。有名な話は、某県でテント村を愛顔団体が県の中で建てて、県外から若手の獣医師を連れてきて、避妊・去勢を物すごくたくさんやったという事例があります。それは恐らくこの広告する、しないなどということと関係ないと思っています。

○伊藤部会長 ありがとうございます。

例えば4番の飼育動物の健康診断というような項目についてはいかがですか。御意見何かございますか。

○中川委員 先ほど、1から5と6から8を分けて審議をして、必要なもの、認められるものは、それはそれで先に答申をしたらどうかという意見を述べたんですが、1から5は、いわゆる診療行為あるいは診療の内容についての規制緩和なんですね。ですから、これを1個ずつ、いろんなものがこれから出てくるでしょう、これを一々規制緩和するかどうかという審議をこれからこの審議会でするかといったら、それはあり得ない。

ですから、正直言って、フィラリアの予防ができます、狂犬病の予防注射ができます、避妊・去勢手術をやります、健康診断ができます、こんなことは獣医師であればだれでもできることなんですよ。先ほど避妊手術を断られたという事例を山崎委員の方からおっしゃられましたけど、これは本当にごく一部です。全体として見ていただければ。

我々がいわゆる公序良俗に反しないという問題点は、例えば狂犬病の予防注射は、今規制があって広告できないんですよ。できないのに広告をして、なおかつユーザーを集め、そこで予防注射をしている行為があって、この結果何が生まれるかということ、狂犬病予防法で接種した動物の飼い主の名前、種類、性別、これをいついつ注射したかどうか、所轄の保健センターに届け出なきゃいけないことになっているんです、法律上。こういう行為を一切やらない。つまり法律に違反している、狂犬病予防法に。そして、そういう人たちがやることは、フィラリアの予防、不妊・去勢ができます、これを抱き合わせでやるんです。安い料金でやるんです。したがって、これを認めることは、そういう人は今では法律違反なんですけど、これを緩和すればお墨つきを渡すことになるので、より一層現場の混乱は、消費者に対して決して利益をもたらさないというのは、私の意見として以前申し上げてあるはずなんですね。

だから8つの問題点が、ここで審議されて2年間ペンディングになっているのも、実は

それを一緒にやっつけてしまおうとするところに問題があるので、ここは、必要な、いわゆる消費者にとって有益なものについては、あるいは獣医師側から見ても、これは広告して皆さんに知ってもらった方が、より消費者の方が有益だろうと思われる6から8については認めていったらどうですかというのが私の意見です。

○伊藤部会長 先ほどの中山委員の御意見にありましたように、大きな1番と2番のところで多分性質が違うだろうというのがあって、多分事務局の方から、きょうといっても対策というのは難しいと思いますけれども、次回るときあたりまでには、例えば広告の制限を一部緩和するとすれば、それに対してどういう違反をしたら また厳しくするという対応もありますよね。今回整理したら、それに違反した人に対してはどうするのかというのも考えないと、実効性としてやはり問題として残るのではないかなと思います。そういったことも含めないと、恐らく1つ1つ今こうやってお話をして、外していくかどうかという議論をしても、なかなか全委員に認めてもらいにくいのかなというふうに私も感じるんですが、夏ぐらいまでの間には、議論を尽くして結論を出したいと考えております。

次回いつやるかですけれども、次回るときまでには事務局の方でもうちょっと、農水省としては次の手をどういうふうに打つのかということも含めて整理していただければありがたいんですが、課長の方、いかがでしょうか。

○杉浦畜水産安全管理課長 早々に答申をいただきたいというふうに申し上げたのは、事務局としては、小動物獣医療に関する検討会の提言に基づいて2年前の9月に諮問させていただいた経緯もございまして、その提言によれば、こういった項目であれば広告規制の特例として差し支えないだろうということで提言をいただいて、その提言を踏まえて諮問させていただいているわけでございます。

早々に結論をいただきたいと申し上げたのは、諮問してから長期間が経過しているということと、もう1つは、この4月に医療法における広告の規制がさらに緩和されるということもございまして、やはり世間から見た場合、医療の世界では既に広告可能な事項がどうして獣医療ではできないのか、これはやはり消費者の立場に立って、消費者が納得できるような合理的な説明が必要かと思っております。先ほどから悪徳獣医師あるいは能力のない獣医師の話が出ておりますけれども、仮にそうであれば、恐らく医療の世界にも能力のない医師、悪徳医師がいるでしょう。獣医療あるいは医療の専門性から、自由に広告を認めると消費者を惑わせる、あるいは不測の被害をもたらすということでこの広告規制というものがあるわけですから、そのところはやはり医療と違う対応をするということであれば、

獣医療はその専門性において医療と異なるという説明が私は必要かと思えます。ただ単に一部悪徳獣医師がいるとか、あるいは能力のない獣医師がいる、それを理由に緩和をしないというのは、諮問させていただいた側から申し上げますと、十分な理由にはなっていないというふうに考えております。

ちょっと事務局としては踏み込み過ぎかもしれませんが、いずれにしても、議論を尽くした上で、飼育者に納得していただくということが重要かと思えます。

○伊藤部会長 どうぞ。

○酒井会長 前回からのずっと経緯を見て、今、各委員からお話を聞いていて、これの最大は国民に不利益を与えないということだと思うんですね。それから、やはり広告と情報の提供というのがちょっと混乱しているところがあるだろうと。それから、ここでは制限の特例ですので、これは小野委員が言われたようにネガティブなのかポジティブなのか、そこが非常に社会の中も変わってきている。私は、1番から8番までありますところで、可能なものはできるだけ早く答申をして、そして継続するものは継続する。例えば1番から5番で、私があえて2番と、こう言われましたが、名前を挙げられましたけれども、1番の場合は狂犬病予防法という一つの固有名詞が出ていますね。2番も多分そうだと思いますけれども、今度は4番、5番というのは、これは非常に不確定なところですね。先ほど武内委員が言われたように、医療機器というのは、ペーパー上は、法律上はそういうことが書いてありますけれども、具体的に何なんだといった場合には、具体例が示されていないんです、ここは。そうすると、やっぱりここも具体例を示した上での答申にした方がよろしいのではないのでしょうか。

それから、4番の健康診断というの、これは本当に特例なのかですね。広告の制限の特例として扱うべきものなのかどうか。これは当たり前の話ではないのでしょうか。そういったところはもうちょっと整理をして、それぞれに取り扱いについてどうするのかというのをやったらどうかというふうに思うんですけれども、これは過去の議論の中のもう1回同じことを 　ただ、今回いろんな多くの意見が出ておりますので、この貴重な御意見をぜひ整理をして、これをこの諮問に対する取り扱いの中で反映されたいかがでしょうか。

一般的には、この6、7、8なんて、こんなのは当たり前の問題だと。それから前半の1、2、3、4、5というのは、もうちょっと議論を深める必要があるのではないかということではないですか。ある程度整理をする時間があるのではないかなというふうに私は

思いますけれども。ちょっと私も踏み込んだ発言をして、これは伊藤部会長のもとで議論をされているものですので、伊藤部会長の御判断で進めていただきたいと思いますっておりますけど。

○伊藤部会長 ありがとうございます。

きょうのこの休憩の後の議論というのは公開されるようなこともありますので、世の中から見た場合に、業界の保護だけをしているのではないかというようなそしりを受けてもよくないので、もうちょっと議論を深めながら、公平な立場に立って判断していくという姿勢を見せられるようにしていきたいというふうに思っております。

さらに御意見ございますでしょうか。時間も随分たっておりますので、これで、きょうはとりあえずこの件は……

どうぞ。

○事務局（新川） 済みません、1点だけ御提案をさせていただきたいんですけれども、今宿題をいただいた点につきましては、また改めて事務局として考えさせていただきたいんですが、この部会の中で御意見のあった中で、広告規制は飼育者保護の規定であると。で、オブザーバーとして、もう少し飼育者サイドの方々に入っていただく必要があるのではないかというふうに思っているんですけれども、もし各委員の先生方の御了解が得られるのであれば、オブザーバーとして次回飼育者の方にも入っていただいて、率直に御意見を伺いたい、そういう機会を設けたいと思っているんですが、いかがでしょうか。

○伊藤部会長 いかがですか。

○山根委員 私は問題があると思うんですね。といいますのは、飼育者の方、一個人がそれだけの情報があるかということ。自分の立場で自分の知っている範囲で述べられたことがこの審議会に大きく影響するとなりますと、それこそ何万人のアンケートをとって集約するならいざ知らず、1人の意見に私は振ることは非常に危険があると思っております。

○伊藤部会長 事務局は、具体的にどんなことを考えておられますか。

○杉浦畜水産安全管理課長 今、特にだれを呼ぶかとか、そういう具体的な案はございませんけれども、今の山根委員からの御懸念につきましては、あくまでもオブザーバーとして、できる限り飼育者を代表する方に参加していただいて、オブザーバーですので、その意見を採用するかどうかは委員の方々に判断していただくということで、できるだけ有用な意見あるいは情報をいただける飼育者を代表する方を参加させてはどうかというのが我々の提案です。

○伊藤部会長 通常、オブザーバーという場合には、発言は特に積極的にはされないで、こちらから求めたときに意見を言ってもらいたいというような形か、あるいは議論に参加していただいて、文書とかなんか最後にそういったものを出していただくとか、そういう形なのかなというふうには感じるんですが、いかがですか。全く手を挙げて普通に発言されるというのは、オブザーバーとは少し違うかなという気もしますけれど。その辺を守っていただければ、あとは、委員の中で特に反対がたくさんあればまた別なんですけど、いかがでしょうか。

どうぞ。

○近藤委員 何か唐突のような感じで、オブザーバーとなりますとこういう審議会になじむのかどうか。今まで非公開でやってきて、今回からいろいろ議事については公開すると、そして今度はまたオブザーバーと。公正なオブザーバーの選出は誰がどのようにして判断するのか、公開にして聴聞されるのは結構でございますが、別にオブザーバーとしてこの獣医事審議会に直接意見等を述べるという性格のものではないような気がいたしますが、私の個人的な見解ですのでよろしくお願いします。

○伊藤部会長 ほかに。

どうぞ。

○山田委員 私、厚生労働省の審議会の感染症分科会の委員をちょっとやったことがあったんですけど、そのときは、やはり国民の医療の問題等議論する場なので、いろいろな患者団体の方がオブザーバーとして呼ばれて、自由闊達に御意見を述べられ、場合によれば、審議会の委員の中にNGOの方たちもたくさん入っていらっしゃるというようなことで、先ほどの前般の部分に関しては、全く非公開でクロードでも結構だと思うんですけど、こういうような場合であれば、別にそういう方々をお招きして意見をお聞きするということが自体は、特段の問題があるとは思えないです。ただ、先ほど山根先生がおっしゃったような、そういうものであるということも我々は知りながら御意見を伺うという姿勢は大事だろうと思います。

○伊藤部会長 ほかに御意見ございますか。

オブザーバーにつきましては、具体的にどういう方に来ていただくとかということは私と会長に御相談いただいて、そこで判断させていただくということによろしいですか。

〔「結構です」の声あり〕

○伊藤部会長 では、そういうふうにさせていただきます。

それから、渋谷委員は帰られてしまったのであれなんですが、ホームページの規制はできないんですか。結局、例えば院内に何か張ってあるものは、病院をあけて中に入らなければ見えないから、それは当然、何を書いてもいいというわけではないのかもしれないですけども、ある程度のことは書いてもというのがありますよね。それと同じようにホームページを考えるとという説明を前に受けたことがあるんですが……。

○事務局（新川） 医療の方は、日本医師会の方が医療施設ホームページのあり方に関してガイドラインを出しております。ですので、法律で規制をするのかどうかという問題は別問題としまして、こういうように、自主的な基準を設けてガイドラインを示していくということが重要なことと考えております。

○伊藤部会長 わかりました。

多分ホームページもある程度何か考えておかないと、多分そこが完全な大きな抜け穴になってしまうような可能性もありますので、今後の方向として考えていただければと思います。

それでは、よろしいでしょうか。

どうぞ。

○中川委員 きょう、獣医療に携わる獣医師の仕事、それから、獣医師自身がどういうふうに考えて獣医療を行っているかという点と、医療に携わる方々の、いってみれば医師会と獣医師会にかかわる、医師、獣医師にかかわるそれぞれの広告規制について前半説明をいただき、対比もさせていただいた。ホームページの話が今出ましたけど、そこをごらんになっていただくと一目瞭然、獣医師と医師の違いがよくわかります。ですから、医師会あるいは医師の団体がホームページの規制をみずからやっている、これと同じことを獣医師あるいは獣医療の世界でやっていこうといっても、これはホームページを開いてみたらわかります、内容がいかにか違うかということがよくわかると思うんです。そこを考えながら進めていかないと 私は、ホームページは規制すべきだと思います。

○伊藤部会長 よろしいでしょうか。

この件につきましては、冒頭に課長からごあいさつありましたように、夏ぐらいを目途に努力していくというような方向で進めたいと思います。それでよろしいでしょうか。

（４）その他

○伊藤部会長 次、議事としてお示ししておりませんが、本日の議事の公開について御審議いただきたいと思います。

平成7年10月の獣医事審議会総会において、議事要旨については、各部会において、審議内容に応じその都度公開か非公開かを決めるということとされております。

本日の議事要旨の公開の取り扱いについて、事務局案を御説明いただきたいと思います。

○事務局（相田） それでは、資料6、93ページをごらんいただければと思います。

議事の要旨案ということですが、これは繰り返しになりますけれども、行政処分に係る部分についても記載されていますので、概要だけを載せたいと思っております。

93ページのところですが読み上げさせていただきます。

平成18年度獣医事審議会第2回免許部会について（議事要旨案）

1 日時 平成19年2月22日（木）午後1時00分～と、終了の時刻を入れます。

2 場所 農林水産省第2特別会議室

3 出席者につきましては、済みません、事務局の方で中川委員の方、欠席とお伺いしていたものでこの中に入っておりませんが、この中に記載させていただきたいと思います。それから農林水産省の方で、当初、総括の山本が出席する予定でしたが、出張で不在となりましたので、この山本実については削除させていただきます。そのほかの課長以下事務局の方、記載させていただきます。

議事につきましては、

（1）獣医師法第8条第2項第3号に該当する獣医師に対する意見の聴取について

獣医師法第8条第2項第3号に該当する獣医師に対する意見の聴取は、当該獣医師の出頭等のもとに意見を聴取等が行われ、当該獣医師の行政処分に係る審議が行われた。

（2）獣医師法第5条第1項第3号該当者の獣医師免許について

獣医師法第5条第1項第3号に該当する申請者よりの免許交付の可否について審議が行われた。

（3）獣医療法（平成4年法律第46号）第17条第2項の規定に基づく広告制限の特例について

獣医療法第17条第2項の規定に基づく、獣医師又は診療施設の業務に関する技能、療法又は経歴に関する事項のうち、広告しても差し支えないもの及びその広告の方法等に関する必要な制限として農林水産省令で定めることについて審議が行われた。

ということで、これは議事要旨案ということで、実際に行われた項目についてのみ記載したいというふうに考えております。

○伊藤部会長 ただいまの説明についていかがでしょうか、御意見ございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、本日の議事要旨につきましては、事務局案のとおりとすることといたします。

ほかに何かございませんでしょうか。

何もなければ、これで……

○事務局（相田） 申しわけありません。先ほどの繰り返しになりますけれども、今後の進め方ということで幾つか宿題をもらった点につきましては、事務局でまとめるとともに、あるいは事前にまた会長、部会長等と御相談させていただくこともあるかと思っております。

それから次回につきましては、具体的に皆様方の御都合等もお聞きしなければいけません。間をあけると深まった審議もまたしぼんでしまうという部分もございますので、可能な限り早目にやっていきたいと思っておりますし、その際、出席される先生方が実際の飼養者の方の意見がお聞きできるように、オブザーバーを招いて開催していきたいと思っております。繰り返しになりますけれども、早期に結論を得るという方向で事務局は考えておりますので、審議が深まれば夏をめどに結論が出るような形で進めていきたいと思っております。引き続き先生方の御指導を賜りたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○伊藤部会長 よろしいでしょうか。

それでは、おかげさまで本日の免許部会におけるすべての議事を終了することができました。本部会で決定した内容につきましては、平成9年10月の獣医事審議会で決定されたとおり、部会の決議をもって審議会の決議といたします。御協力ありがとうございました。

なお、本日の資料につきましては、「配付資料一覧」にお示ししてあるように、すべての資料について回収させていただくということが事務局からありましたので、御協力よろしくお願いいたします。

では、ありがとうございました。

閉 会